

常滑市情報公開条例の一部改正新旧対照表（案）

改正後	改正前
目次 第3章 <u>審査請求</u>（第18条～第27条） （定義） 第2条 略 2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書<u>及び図画</u>（以下「<u>文書等</u>」という。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。<u>ただし、次に掲げるものを除く。</u> <u>（1） 市の図書館その他これに類する施設等において、市民の利用に供することを目的として管理されているもの</u> <u>（2） 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</u> <u>（3） 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの</u>	目次 第3章 <u>不服申立て</u>（第18条～第27条） （定義） 第2条 略 2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、<u>図画及び電磁的記録</u>（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。 3 <u>この条例において「公文書の開示」とは、この条例の定めるところにより、公文書を閲覧に供し、又は公文書の写しを交付することをいう。</u>

改正後	改正前
(開示請求の手続) 第5条 開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。<u>ただし、開示請求に係る公文書が、その全部を開示するものであることが明らかであるとして実施機関が開示請求書の提出を要しないと認めた公文書である場合は、この限りでない。</u> (1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名 (2) 略 (3) <u>その他実施機関の定める事項</u> 2 略 (実施機関の開示義務) 第6条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。	(開示請求の手続) 第5条 開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。<u>ただし、請求に係る公文書が、刊行物その他実施機関が請求書の提出を要しないと認めた公文書であるときは、この限りでない。</u> (1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては<u>その</u>代表者の氏名 (2) 略 2 略 (実施機関の開示義務) 第6条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。 (1) <u>法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定及び主務大臣等による法的拘束力のある指示</u>

改正後	改正前
(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア <u>法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</u> イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる<u>情報</u> ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年	<u>により明らかに開示することができないとされている情報</u> (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア <u>法令等の規定により、何人でも閲覧することができる</u>とされている情報 イ <u>公にすることを目的としている情報</u> ウ <u>法令等の規定に基づく許可、免許、届出等の情報であって、公にすることが公益上必要であると認められるもの</u> エ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる<u>もの</u> オ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年

改正後	改正前
法律第120号) 第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分	法律第120号) 第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び<u>氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該部分を除く。）</u> <u>カ 当該個人が、実施機関が行う事務又は事業で予算の執行を伴うものの相手方である場合において、当該情報が開かれた市政を推進するため公にすることが特に必要であるものとして実施機関が定める情報に該当するときは、当該情報のうち、当該相手方の役職（これに類するものを含む。以</u>

改正後	改正前
(2) 略 (3) <u>公にすることにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報</u> (5) <u>市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</u>	<u>下同じ。）及び氏名並びに当該予算執行の内容に係る部分（当該相手方の役職及び氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該部分を除く。）</u> (3) 略 (4) <u>公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的地位等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれのある情報</u> (5) <u>実施機関（市長を除く。）及び市の執行機関の附属機関並びにこれらに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る情報であって、当該合議制機関等の運営規程等又は議決により開示しないことと定められているもの</u> (6) <u>市と国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（以下「国等」という。）との間における協議、依頼、協力等の情報であって、公にすることにより、市と国等との協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</u> (7) <u>市又は国等の事務事業に係る意思の形成過程に</u>

改正後	改正前
(6) <u>市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</u> ア 監査、検査、取締り、<u>試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</u> イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、<u>国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</u> ウ～オ 略 (7) <u>法令又は条例の定めるところにより、公にすることができないと認められる情報</u> (部分開示) 第7条 略	<u>において、市の機関内部若しくは機関相互間又は国等との間における審議、検討、調査等に関する情報であって、公にすることにより、当該事務事業に係る意思形成に支障を生ずるおそれのあるもの</u> (8) <u>市又は国等</u>が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア 監査、検査、取締り<u>又は試験</u>に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、<u>市又は国等</u>の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ ウ～オ 略 (部分開示) 第7条 略

改正後	改正前
2 開示請求に係る公文書に<u>前条第1号</u>の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。 （公益上の必要による開示） 第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（<u>第6条第7号に掲げる情報を除く。</u>）が記録されている場合であっても、当該情報を開示することが人の生命、身体、健康又は公益上必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。 （開示決定等の期限の特例） 第12条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその<u>全て</u>について開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残	2 開示請求に係る公文書に<u>前条第2号</u>の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。 （公益上の必要による開示） 第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、当該情報を開示することが人の生命、身体、健康又は公益上必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。 （開示決定等の期限の特例） 第12条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその<u>すべて</u>について開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、

改正後	改正前
りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)・(2) 略 <u>(開示の実施)</u> <u>第13条 実施機関は、開示決定をしたとき、又は第5条第1項ただし書の規定により開示請求書の提出を要しない開示請求があったときは、速やかに、開示請求をした者に対し、当該開示請求に係る公文書を開示しなければならない。</u> <u>2 公文書の開示は、文書等については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあっては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。</u> (第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第15条 略 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するとき	残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)・(2) 略 <u>(開示の実施)</u> <u>第13条 公文書の開示は、公文書の開示をすることと決定された公文書（以下「開示公文書」という。）を保管している事務所の所在地において、実施機関が第10条第1項の規定による通知の際に指定する日時及び場所で行うものとする。</u> <u>2 実施機関は、開示公文書に係る公文書の開示をすることにより当該開示公文書を汚損し、又は破損するおそれがある等当該開示公文書の保存に支障があると認められるときその他合理的な理由があるときは、当該開示公文書の写しを閲覧に供し、又はその写しを交付することにより公文書の開示をすることができる。</u> (第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第15条 略 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するとき

改正後	改正前
は、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示等の事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が<u>第6条第1号イ又は同条第2号ただし書</u>に規定する情報に該当すると認められるとき。 (2) 略 3 略 <u>(法令等による開示の実施との調整)</u> <u>第16条 この章の規定は、次の各号に掲げる公文書の区分に応じ、当該各号に定める方法による当該公文書の開示については、適用しない。</u> <u>(1) 法令（個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）を除く。以下この条において同じ。）又は他の条例（常滑市議会個人情報保護に関する条例（令和4年常滑市条例第22号）を除く。以下この条において同じ。）の規定に基づき、閲覧し、又は縦覧することができる文書等 閲覧</u>	は、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示等の事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が<u>第6条第2号エ又は同条第3号ただし書</u>に規定する情報に該当すると認められるとき。 (2) 略 3 略 <u>(他の制度との調整)</u> <u>第16条 法令等の規定により、実施機関に対して公文書の閲覧若しくは縦覧又は公文書の謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる場合における当該公文書の閲覧又はその写しの交付については、当該法令等の定めるところによる。</u>

改正後	改正前
<u>(2) 法令又は他の条例の規定に基づき、謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる文書等写しの交付</u> <u>(3) 法令又は他の条例の規定に基づき、第13条第2項本文に規定する方法と同一の方法で開示を受けることができる電磁的記録 当該同一の方法</u> <u>(費用の負担)</u> <u>第17条 第13条第2項の規定に基づき、文書等について写しの交付の方法により開示を受けるものにあつては当該写しの作成及び送付に要する費用を、電磁的記録について同項本文に規定する方法により開示を受けるものにあつては写しの交付及び送付に準ずるものとして実施機関の定めるものに要する費用を負担しなければならない。</u> 第3章 <u>審査請求</u> <u>(審査会への諮問)</u> <u>第18条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について</u>	<u>2 前項に規定するもののほか、実施機関が情報提供し、又は公表することを目的として保有している公文書の閲覧又は写しの交付については、この条例の規定は、適用しない。</u> <u>(費用の負担)</u> <u>第17条 この条例の規定により開示公文書の写しの交付を受ける者は、当該開示公文書の写しの交付に要する費用を負担しなければならない。</u> 第3章 <u>不服申立て</u> <u>(審査会への諮問)</u> <u>第18条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について</u>

改正後	改正前
行政不服審査法（平成26年法律第68号）による<u>審査請求</u>があったときは、当該<u>審査請求</u>に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、常滑市情報公開審査会に諮問しなければならない。 (1) <u>審査請求</u>が不適法であり、却下するとき。 (2) 裁決で、<u>審査請求</u>の全部を認容し、当該<u>審査請求</u>に係る公文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。 2 前項の<u>審査請求</u>については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。 （諮問をした旨の通知） 第19条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。 (1) <u>審査請求人</u>及び参加人 (2) 開示請求者（開示請求者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。） (3) 当該<u>審査請求</u>に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。）	行政不服審査法（平成26年法律第68号）による<u>不服申立て</u>があったときは、当該<u>不服申立て</u>に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、常滑市情報公開審査会に諮問しなければならない。<u>この場合において、実施機関は常滑市情報公開審査会の答申を尊重するものとする。</u> (1) <u>不服申立て</u>が不適法であり、却下するとき。 (2) 裁決で、<u>不服申立て</u>の全部を認容し、当該<u>不服申立て</u>に係る公文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。 2 前項の<u>不服申立て</u>については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。 （諮問をした旨の通知） 第19条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。 (1) <u>不服申立人</u>及び参加人 (2) 開示請求者（開示請求者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。） (3) 当該<u>不服申立て</u>に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。）

改正後	改正前
(第三者からの<u>審査請求</u>を棄却する場合等における手続) 第20条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。 (1) 開示決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する裁決 (2) 略	(第三者からの<u>不服申立て</u>を棄却する場合等における手続) 第20条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。 (1) 開示決定に対する第三者からの<u>不服申立て</u>を却下し、又は棄却する裁決 (2) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の改正規定、第16条の改正規定（同条第3号に係る部分に限る。）及び第17条の改正規定は、令和9年4月1日から施行する。